

解禁日 令和2年6月10日17時

解禁指定有

令和 2 年 6 月 9 日
国土交通省 中部地方整備局
名古屋国道事務所

特殊車両の指導・取締りを実施します

～道路が悲鳴をあげています～

1. 概要

道路を通行する車両については、大きさや重量を制限しており、車輛制限令で定める最高限度(参考資料1)を超える車輛を「特殊車両」といいます。

名古屋国道事務所では、道路の保全と交通の危険防止を図るため(参考資料2)、愛知県警察などの協力を得て、今年度第1回目の現地での特殊車両の指導・取締りを行います。

■日 時:令和2年6月10日(水) 13時00分～16時00分
(天候の状況等により中止する場合があります。)

おおぶ し きたさきまち ふくいけ

■場 所:一般国道23号 大府市北崎町福池7-79(下り線)(別紙)

2. 資料 別 紙:現地取締場所位置図

参考資料1:特殊車両について

参考資料2:違反大型車両が道路構造物に与える影響

3. その他 報道関係者を対象に公開します。

なお、取材をご希望の方は、下記問い合わせ先まで事前にお知らせください。

4. 配布先 中部地方整備局記者クラブ

5. 問い合わせ先

中部地方整備局 名古屋国道事務所

ぼてい まさと

副所長 保庭 正人 TEL052-853-7320

みずの ひろゆき

交通対策課 建設専門官 水野 裕之 TEL052-853-7327

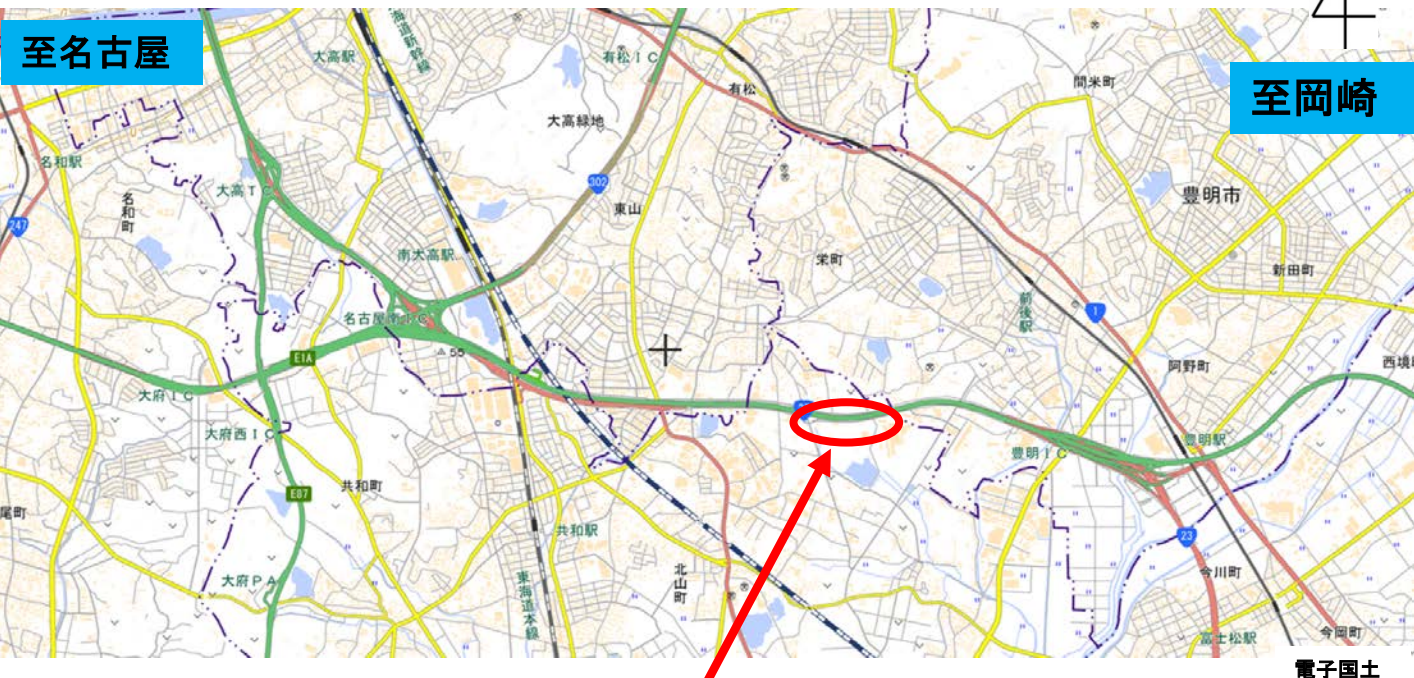
Fax052-853-7334

(別紙)

現地取り締まり場所位置図

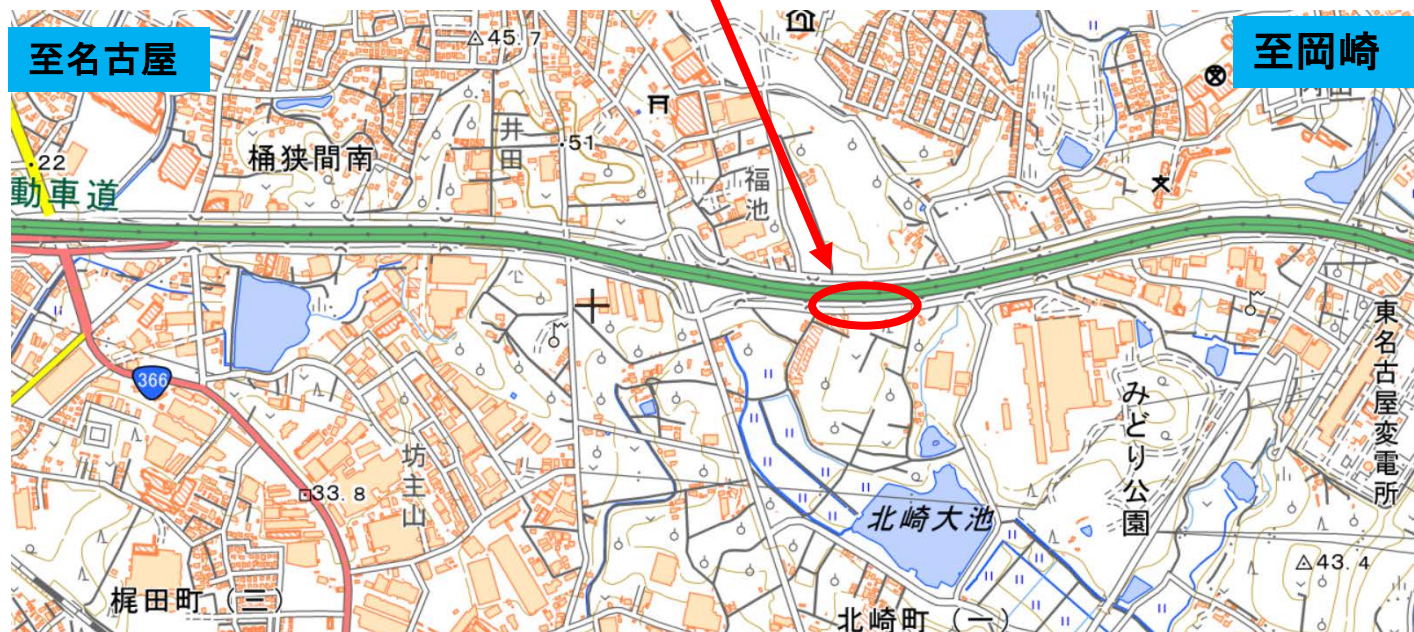
実施場所: 国道23号 下り 347kp(大府市北崎町福池7-79)

広域



取締場所

詳細



電子国土

特殊車両について（道路法・車両制限令）

車両制限令で定める最高限度

- ・ 寸法（幅、高さ、長さ、最小回転半径）



車両制限令で定める最高限度

- ・ 重量（総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重）



道路法

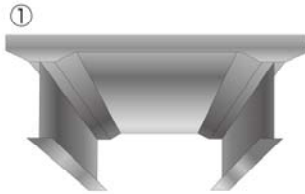
第47条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下本節及び第八章中同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

違反大型車両が道路構造物に与える影響

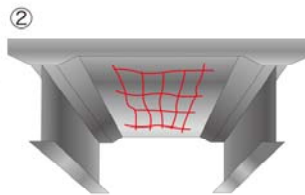
①積載重量超過などによる違反車両は、道路構造の劣化を早めます。

疲労のイメージ

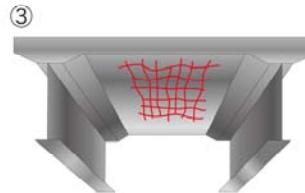
①健全な床版の状態



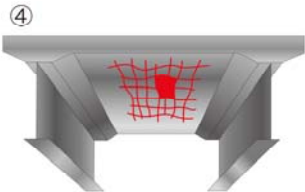
②車両が繰り返し走行することで、縦方向・横方向に小さなひび割れが発生



③サイコロ状に近い形まで密なひび割れが発生



④床版が抜け落ちて舗装に穴が空いた状態



激しい交通状況



コンクリートの床版が抜け落ち、舗装に空いた穴

②車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響

- ・車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、橋梁(床板)で12乗といわれています。
- ・大型車両1台が軸重10tの基準を2t超過した場合、約9台分の疲労が蓄積されることになります。

